

## 新たな加算措置が創設されます

### 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進

田んぼダムの取組を行い、一定の取組面積等の要件を満たす場合、資源向上支払（共同）の単価が加算されます。

#### 1. 加算対象となる田んぼダムの定義

「田んぼダム」とは、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための**排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組**。



#### 2. 加算措置の要件

##### ①事業計画の変更

市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づいて、資源向上支払（共同）の活動項目「**48 水田の貯留機能向上の活動**」または「**55 防災・減災力の強化**」の取組として田んぼダムを実施すること。

**実施面積、年度別計画及び位置図**を様式第1-3号の事業計画書に記載すること。

##### ②実施面積

事業計画期間中に、**資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上**（広域活動組織の場合は、**加算措置に取り組む集落毎に交付を受ける田面積全体の5割以上**）で田んぼダムに取り組むこと。

まとめて取り組むことで効果があります！

#### 3. 加算単価

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）		資源向上支払（共同）	新たに創設する加算単価
田	400 5年以上実施 長寿命化実施は 300	基本単価 2,400円/10a	400円/10a ※左記参照
		事業計画期間5年	「多面的機能の増進を図る活動」でも加算単価あり ※田んぼダムに取り組む場合の活動項目もあり 5年以上実施または長寿命化実施は基本+加算単価の3/4

注1）加算対象面積は、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体です。  
注2）要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

## 活動内容が拡充されます

### 鳥獣被害防止対策の強化

#### ◆これまで

「53 農地周りの環境改善活動の強化」

#### ◆これから

「53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」

「**鳥獣緩衝帯※1の整備・保全管理**」も対象となります。

※1 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する鳥獣被害防止計画に基づく活動の中で設置されたもの等



鳥獣緩衝帯（イメージ）

## 事務が簡素化されます

### 法人化した活動組織は金銭出納簿の提出を免除

法人化した組織※1においては、**金銭出納簿の市町村への提出が不要**※2になります。

※1 法人化した活動組織とは、法人登記した組織（NPO法人や一般社団法人等）を指す。

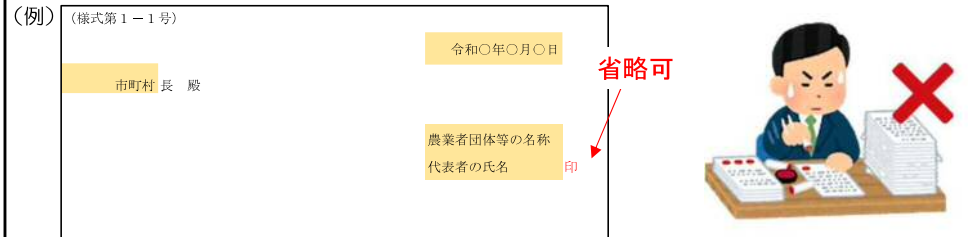
※2 **金銭出納簿の作成については、従来通り行うものとし**、交付金の目的に沿った使用の確認のために、実施状況の確認等において必要に応じて確認する。なお、金銭出納簿の様式については、様式第1-7号又は実施要領附則（H30.3.30付け）の4に基づく様式とする。



### 報告書等における押印を省略可能 ※市町によって扱いが異なります

多面的機能支払交付金実施要領に定める、**市町村へ提出する様式について、押印を省略することが可能**になります。

※日当の受領印については、活動組織内での合意のもと省略することも可能ですが、サインに代替するなどして、活動に参加者した本人が受領したことを確認しましょう。



## 多面的機能支払交付金

### 令和3年度制度改正の概要（主なもの）

## 《多面的機能支払交付金で可能な鳥獣害対策》

主に鳥獣被害を防ぐために支出可能です。（鳥獣を捕まえることが目的ではありません）

### 【農地維持支払交付金】

- 地域資源の基礎的な保全活動
  - 6 鳥獣害防護柵等の保守管理  
（鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理）



### 【資源向上支払交付金（共同）】

- 施設の軽微な補修（機能診断）
  - 24 施設の機能診断  
（活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、**鳥獣害防護柵**、防風ネット等の状況確認を行う）



### 【資源向上支払交付金（共同）】

- 多面的機能の増進を図る活動
  - 53 **鳥獣被害防止対策**及び環境改善活動の強化  
（鳥獣被害防止のための対策施設の設置や管理、**鳥獣緩衝帯の整備・保全管理**、農地周りの藪等の伐採、農地や共同活動対象の農道・水路等への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動）

☆赤字箇所...本年度追加



### 【資源向上支払交付金（長寿命化）】

- ※地域の状況に応じて追加するもの（県実施方針）
  - 171 農用地の補修〔鳥獣害防護柵の補修〕  
（鳥獣害防護柵が老朽化等により防護機能に支障がでている場合、**地域の合意に基づいて**、補修等の対策を行う）
  - 172 農用地の更新等〔鳥獣害防護柵の設置、更新〕  
（農作物への被害がある場合、**地域の合意に基づいて**、若しくは鳥獣害防護柵が老朽化等により防護機能に支障がでている場合、更新等の対策を行う）

